資料１－２

介護保険事業に関する見込みについて

令和８年１１月３０日
健康福祉部介護保険課

１． 介護保険に関する財政見通し

（１） 介護保険サービスの見込み量と給付費の推計

① 被保険者数の推計

令和６年度から８年度の推移から伸び率を計算し、それを乗じて推計。

単位：人

		第9期	第10期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	伸び率① ※1
総数		114,610	115,679	116,551	117,509	101.7%
	第1号被保険者数	46,750	47,266	47,583	47,981	101.8%
	第2号被保険者数	67,860	68,413	68,968	69,528	101.6%

※1：第10期平均値/令和8年度の値*100

② 要介護（要支援）認定者数の推計

厚生労働省が「見える化システム」で推計した人数を採用。

単位：人

			第9期	第10期			
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	伸び率① ※1
総数			11,194	11,465	11,791	12,049	105.1%
		要支援1	2,497	2,599	2,700	2,773	107.8%
		要支援2	1,709	1,719	1,745	1,776	102.2%
		要介護1	2,009	2,029	2,119	2,169	104.8%
		要介護2	1,643	1,725	1,759	1,788	107.0%
		要介護3	1,318	1,334	1,363	1,396	103.5%
		要介護4	1,186	1,228	1,255	1,280	105.8%
		要介護5	832	831	850	867	102.1%
	うち第1号被保険者数		10,974	11,239	11,563	11,823	105.2%
		要支援1	2,467	2,568	2,669	2,742	107.8%
		要支援2	1,675	1,686	1,712	1,743	102.3%
		要介護1	1,979	1,999	2,089	2,140	104.9%
		要介護2	1,600	1,681	1,714	1,743	107.0%
		要介護3	1,296	1,309	1,338	1,371	103.3%
		要介護4	1,158	1,200	1,227	1,253	105.9%
		要介護5	799	796	814	831	101.8%

※1：第10期平均値/令和8年度の値*100

③ 介護（予防）サービスの見込み量と給付費の推計

令和６年度から７年度の伸び率と令和８年度の実績を基に算出。この値に介護報酬改定分として＋２％を乗じて総給付費額を算定。

単位：千円

		第10期		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計		16,426,327	16,770,761	17,225,794
	在宅サービス	8,363,993	8,612,382	8,861,353
	居住系サービス	2,546,537	2,616,914	2,759,283
	施設サービス	5,515,797	5,541,465	5,605,158

（２） 標準給付費見込額

上記 3-③の総給付費額に、特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、算定対象審査支払手数料を合算し、標準給付費見込額を算出する。

単位：円

		第10期	
		金額	構成比(%)
総給付費		6,210	90.2%
	在宅サービス	3,182	46.2%
	居住系サービス	976	14.2%
	施設サービス	2,052	29.8%
その他給付費		305	4.4%
地域支援事業費		417	6.1%
財政安定化基金（拠出金見込額＋償還金）		0	0.0%
市町村特別給付費等		(48)	−0.7%
保険料収納必要額（月額）		6,884	100.0%
準備基金取崩額		184	2.7%
保険料基準額（月額）		6,701	97.3%

（３） 地域支援事業費の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業費と包括的支援事業・任意事業費について、見込額を推計する。

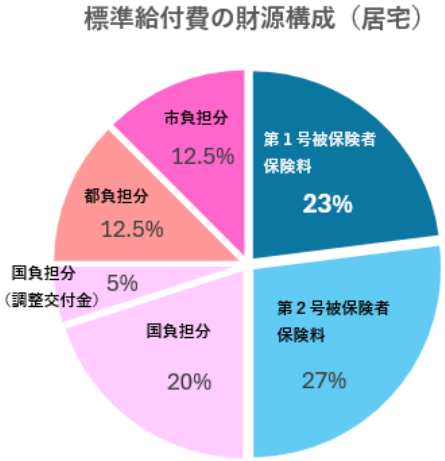
単位：円

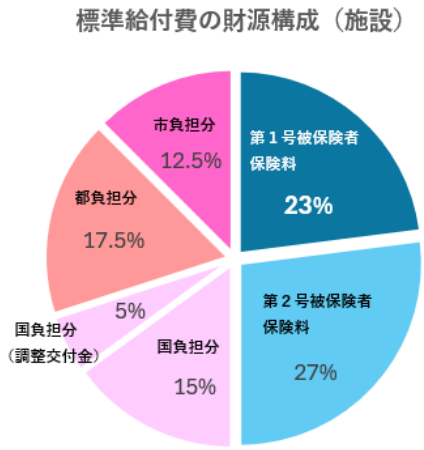
	第10期		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	714,963,765	735,091,776	752,666,887
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	280,786,534	280,943,934	281,132,814
包括的支援事業（社会保障充実分）	103,868,466	103,868,466	100,868,466
特定地域居宅サービス等事業	0	0	0
介護情報利活用事業	0	0	0
地域支援事業費	1,099,618,765	1,119,904,176	1,134,668,167

（４） 保険料基準額の決定

① 財源構成

介護保険サービスの保険給付及び地域支援事業の費用については、介護保険料と公費で負担する。





② 第１号被保険者の保険料で負担すべき額

上記①のとおり、必要となる費用の 23%を保険料で負担する。

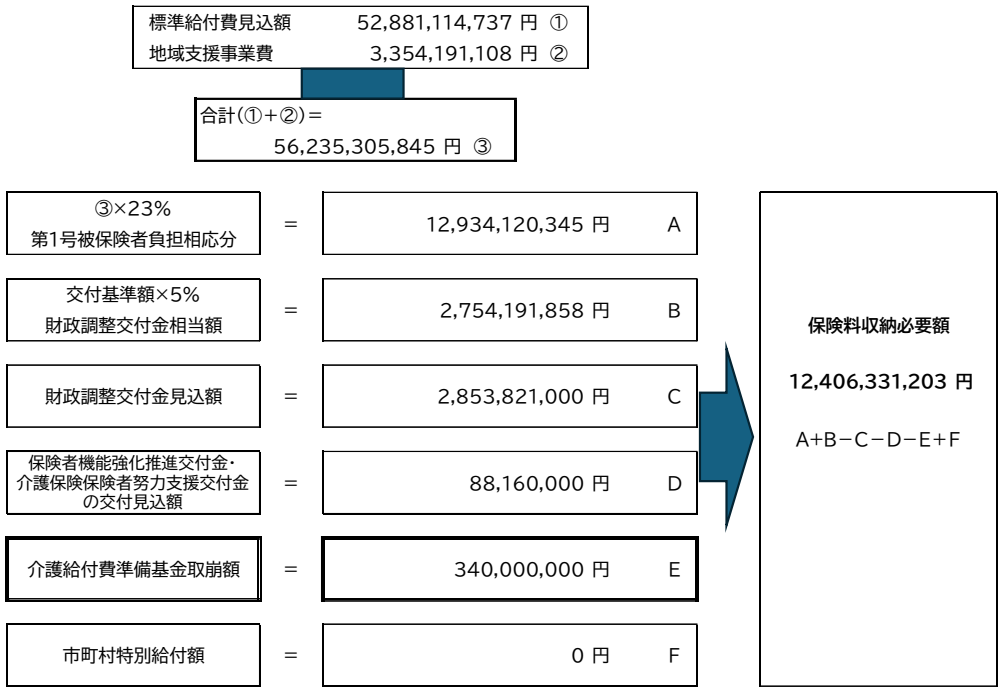
この 23%分の額を計算し、国等からの交付金等を差し引いた額が、保険料収納必要額となる。

保険料の上昇抑制のため、介護給付費準備基金を取り崩して保険料収納必要額に充てることができるため、今回は基金残額として見込まれる 3.44 億円のうちほぼ全額にあたる 3.4 億円を取り崩す。

単位：円

	第10期
保険料基準額（月額）	6,701
準備基金取崩額の影響額	184
準備基金の残高（前年度末の見込額）	344,690,365
準備基金取崩額	340,000,000
準備基金取崩割合	98.6%
保険料基準額の伸び率（%）（対9期保険料）	9.6%

【保険料収納必要額の算出プロセス】



③ 所得段階別保険料の設定

令和 6 年度の改正より、法令で定める所得段階（13 段階）を自治体の判断で段階を増やしたり基準額を変更することが可能。日野市は現在 14 段階で設定している。

第 10 期計画においては、原則として国の基準に準ずることを前提として見直しを検討。

ただし、国から所得段階区分等の見直しについて通知等が出るのは 1 月以降になると思われるため、通知等が出たタイミングで国の基準に準じて再度見直しを行う。（パブリックコメント実施時はその旨を記載し、金額が変わる可能性があることを明記する）

※詳細については「資料 1-2　別紙」を参照

2．　第 10 期における介護保険料の決定

■別紙「第 10 期日野市介護保険事業計画策定に向けた保険料の検討」の D 案を採用

■これまで 14 段階だった所得段階を 19 段階とする

■所得段階の基準額は、原則として国の基準に合わせて変更する（12 段階まで）

■13 段階以降は、応能負担の強化として基準額の上限及び乗率を見直す

■1～5 段階（本人が非課税である段階）については、負担軽減のため見直しは行わない

※4 段階の乗率は、国基準ではなく市独自基準を継続

■6～7 段階は非課税と課税の際になるため、国基準ではなく市独自の乗率で引下げを行う